

○化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

(平成20年8月14日)

(事務連絡)

(各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課あて厚生労働省医薬食品局審査管理課通知)

標記の件について、別添1のとおり平成20年8月7日付け18福保健薬第959号をもって東京都福祉保健局健康安全部長より照会があり、これに対し別添2のとおり平成20年8月14日付け薬食審査発第0814001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。

【別添1】

○化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について(照会)

(平成20年8月7日)

(20福保健薬第959号)

(厚生労働省医薬食品局審査管理課長あて東京都福祉保健局健康安全部長通知)

化粧品については、化粧品基準(平成12年厚生省告示第331号)に基づき製造販売されているところではありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名：トレチノイン(別名 ビタミンA酸、レチンA、レチノイド酸)

問い合わせ先

東京都福祉保健局健康安全部

薬務課医薬品審査係

電話：03—5320—4516

FAX：03—5388—1434

【別添2】

○化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について(回答)

(平成20年8月14日)

(薬食審査発第0814001号)

(東京都福祉保健局健康安全部長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

平成20年8月7日付け20福保健薬第959号をもって照会のありました標記については、下記のとおり回答する。

記

成分名 トレチノイン

当該成分は、化粧品基準第2項で規定する「医薬品の成分(添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。)」に該当する。